

特定技能外国人受入事業実施法人への加入を検討されている企業の皆様へ

2021年8月17日  
一般社団法人日本建設業連合会

特定技能外国人の受入れを実施する建設企業におかれましては、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）への入会またはJACの正会員である建設業者団体および参加団体への加入が必要となっております。

このため多くの建設企業から、当会への入会についてお問合せを頂戴しているところですが、当会の入会に係る主要な資格は以下のとおりとなっておりますので、あらかじめお知らせいたします。

#### 記

1. 建設業法に定める特定建設業者として国土交通大臣の許可（土木工事業または建築工事業）を受けた内国法人であること
2. 最近2年間の年平均元請完成工事高（土木一式工事（プレストレストコンクリート工事を除く）および建築一式工事に係るものに限る）が100億円以上であること

以上